

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月13日
【会社名】	富士フィルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 助野 健児
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 稲永 滋信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 稲永 滋信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年5月8日付で提出しました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

・富士フイルムホールディングス株式会社 第12ノ1回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

1,367個

(訂正後)

1,363個

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）136,700株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

(訂正後)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）136,300株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

・富士フイルムホールディングス株式会社 第12ノ2回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

241個

(訂正後)

238個

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）24,100株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

(訂正後)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）23,800株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

以 上